

東京都立足立東高等学校いじめ防止基本方針

平成26年9月8日
校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを生まない、許さない学校づくりを進める。
- (2) 生徒をいじめから守り通し、生徒のいじめ解決に向けた行動を促す。
- (3) 教員のいじめ問題への指導力を高め、学校全体による組織的な取組により解決を図る。
- (4) 保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

2 学校及び教職員の責務

保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うことを目的とする。

イ 所掌事項

- いじめ防止等の年間計画の作成、実行、検証・修正
- いじめの未然防止及び早期発見
- いじめ問題の確認と対応
- 教職員及び生徒向け研修の企画、立案

ウ 会議

毎月1回の開催を原則とする。また、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、健康・環境主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒の問題行動への対応において、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立し、生徒の健全育成を図るとともに、学校いじめ対策委員会を支援することを目的とする。

イ 所掌事項

- 問題行動の未然防止
- 問題行動への効果的な対応
- 学校いじめ対策委員会の支援
- 保護者、地域住民、関係機関と連携・協力したサポート体制の確立

ウ 会議

原則として、年2回。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、PTA会長、警察関係者、その他 校長が必要と認める者。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア いじめは絶対に許されないという共通認識の学校全体への醸成を図る。

イ 道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

ウ 生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

エ 部活動や特別活動を通して望ましい人間関係を形成し、帰属意識や連帯感を深める取組を推進する。

オ 生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動を推進する。

(2) 早期発見のための取組

ア 担任による全生徒との個人面接を実施する。

イ スクールカウンセラーによる第1学年全生徒との面接を実施する。

ウ 相談室、保健室等の利用の周知等により相談体制を整備し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

エ 定期的なアンケート調査の実施等により、早期のいじめの実態把握を行う。

オ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有化を図る。

(3) 早期対応のための取組

ア 学校いじめ対策委員会を中心として、事実を的確に把握し、迅速に組織的に対応する。

イ いじめられた生徒、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

ウ いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるように指導する。

エ 保護者への支援・助言や、保護者会の開催などによる保護者との情報共有を図る。

オ 状況に応じて、警察や児童相談所等の外部関係機関や専門家等との連携を図る。

(4) 重大事態への対処

ア 被害生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底を図る。

イ 被害生徒や保護者に対して、スクールカウンセラーと協力して心理的なケアを行う。

ウ 加害生徒に対して毅然とした態度で対応し、いじめを繰り返さない指導を徹底する。

エ いじめ対策緊急保護者会を開催し、保護者に対して正確な情報と学校の対応を周知する。

オ 状況に応じて、警察や児童相談所等の外部関係機関や専門家等との連携を図る。

5 教職員研修計画

- (1) いじめ防止対策推進法等で示されている取組を教職員が確実に行えるようにするため、教職員に対する校内研修を実施する。
- (2) 校内研修は、学校いじめ対策委員会が中心となって計画し、年1回実施する。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校便りや保護者会を積極的に活用し、学校いじめ防止基本方針や日頃からの学校の取組姿勢について保護者に対し説明し理解を得る。
- (2) 保護者会等でスクールカウンセラーを紹介し、保護者が相談室を活用しやすい環境を整える。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 警察や児童相談所等との日常的な連携を密にし、情報の共有を図る。
- (2) 警察への通報の在り方についてスクールサポーター等と事前に相談をして共通理解をもつ。
- (3) 地域人材を活用し、登下校時など地域と一体となった取組を実施する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 生徒や保護者に対して、いじめの有無や状況を正確に把握できる質問等を検討する。
- (2) いじめ防止等に関する学校の取組について適正な評価ができる質問等を検討する。
- (3) 学校評価を受けて、学校いじめ対策委員会が中心となり取組の成果と課題を検証して、基本方針の改善や今後の指導のあり方を示し、全教職員に周知する。

附則

この規定は、平成26年9月8日から施行する。

〃 平成29年4月1日より一部改正する。

〃 令和6年1月31日より一部改正する。